

広島県告示第八百八号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第二条第一号に規定する街区方式による住居表示を実施するため、平成二十二年十一月二十二日から、熊野町の別図一に示す区域内の字の区域を廃止し、その区域をもって別図二に示す町の区域を新たに画し、及びその区域をもって別図二に示す町の区域に変更する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、熊野町長から届出があつた。

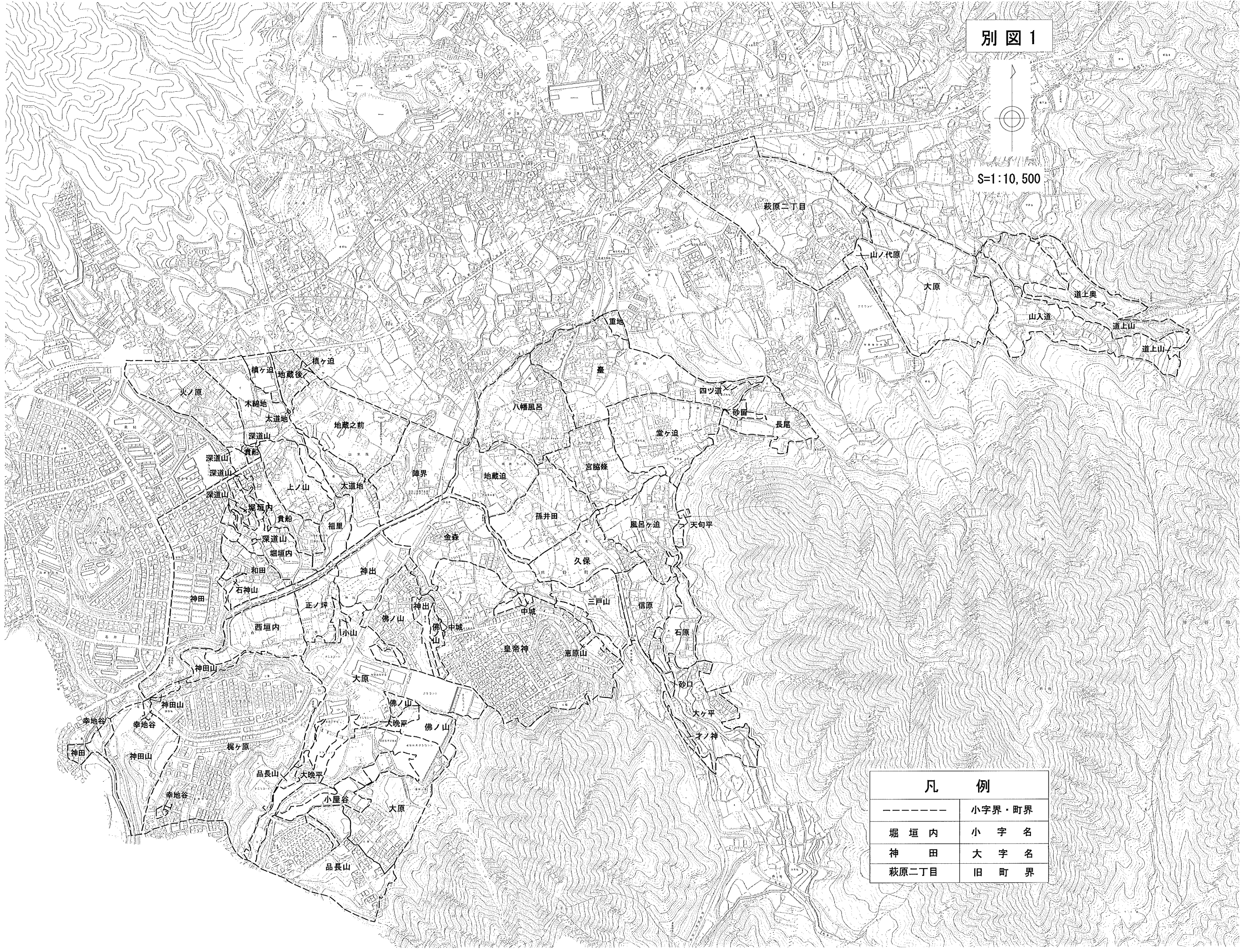
平成二十二年十月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

別図1



S=1:10,500



凡 例	
-----	小字界・町界
堀垣内	小 字 名
神 田	大 字 名
萩原二丁目	旧 町 界

別図 2



S=1:10,500



凡 例	
	町 界
川角一丁目	町 名